

○山陽小野田市議会の議決すべき事件を定める条例

平成24年3月30日

条例第25号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく山陽小野田市議会（以下「議会」という。）の議決すべき事件については、他の条例の定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 山陽小野田市総合計画の基本構想（以下「基本構想」という。）の策定又は改廃に関すること。
- (2) 基本構想を達成するために、施策の大綱に従って施策の目的及び方針を定める基本計画（以下「基本計画」という。）の策定又は改廃に関すること。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行し、同日以後になされる基本構想及び基本計画の策定又は改廃について適用する。